

広報むなかた むなかた タウンプレス

宗像市公式ホームページアドレス
http://www.city.munakata.lg.jp/
メールアドレス
koho@city.munakata.fukuoka.jp

発行：宗像市 〒811-3492 福岡県宗像市東郷 1-1-1
代表：総務課 ☎0940-36-1121 FAX 0940-37-1242
編集：情報政策課広報編集係
☎0940-36-1055 FAX 0940-34-2002

毎月1日・15日発行

今月の紙面から

平成23年10月15日号

コミセン整備などにかのこ債を2億円発行	2
私たちの未来の選択 選挙について考えよう	4
「健口(けんこう)」は体と脳のバロメーター、「健康むなかた21」	20
合併後の新たなまちづくりのために、「合併検証シリーズ」	3
世界新発見の鉱物 宗像石(ムナカタアイト)、「時間旅行ムナカタ」	5
読書の秋 食欲の秋 子どもまつりの秋 第10回子どもまつり	7
買い物にはマイバッグを持参しよう!、「みんなで3R」	9
保健福祉サービスの充実を目指して 高齢者等実態調査の結果をお知らせします	10
大島で読書推進事業に取り組む「にじの会」のみなさん(19ページ)	11
4月入所の申し込みは11月に、「保育所」	11

1~4	5~8	8~9	10~20	11・14~19	12	13	19
行政	学びの里	環境	健康・福祉	お知らせ	男女共同参画	カレンダー	市民協働

10月に改正

子ども手当が変わりました

受給には申請が必要です

10月から子ども手当の制度が改正され、支給の要件や金額などが変更になりましたが、国の特別措置法で、10月分から平成24年3月分までが「子ども手当」として支給されます。ただし、手当を受給するためにには申請が必要になります。

なお、平成24年4月分以降の手当については、制度内容が決まり次第、お知らせします。

お問い合わせ先
子ども家庭課子ども福祉係
☎(36) 1151

今回の改正に伴い、再度、子ども手当の支給対象となるかどうかを審査することになりました。そのため、これまで支給していた人も含め、支給対象児童がいる全ての人は原則、支給対象児童を養育している人の住所地の市町村に申請書を提出する必要があります。

忘れずに申請をしてください

▽経過措置期間
10月1日時点で受給対象の人は、平成24年3月30日までに申請をすれば、10月分から受給することができます。

ただし、10月以降に他市町村へ転出した人や子どもが生まれた人は、経過措置期間の適用を受けることができません。

転出予定日の翌日や出生日の翌日からいずれも15日以内に、支給対象児童を養育している人の住所地で申請をしてください(支給開始は申請月の翌月分から)。

たにいいブログ・フォト日記

広報紙15日号で毎月、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> に掲載している市長ブログを紹介しています。
■問い合わせ先 秘書課 ☎(36)0890

9月26日(月)、ブルガリア共和国・カザンラク民族舞踊団のストヤノフ団長とバラの女王のシモナ・ペトコヴァさんが表敬訪問にきてくれました。

カザンラク民族舞踊団は、財団法人サンニックススポーツ振興財団が毎年招待している団体で、今年で11年目を迎えます。

昨年9月にカザンラク市とパートナーシップ協定を締結した際、世界的にバラの街として有名なカザンラク市にちなんでブルガリアのバラの苗をコミュニティ・センターに植栽し、今年6月には見事に美しい花を咲かせました。今回、バラの花の写真をダミヤノフ市長とストヤノフ団長に贈呈しました。

ストヤノフ団長からは、今回の宗像ユリックスでの公演時に集めた東日本大震災への義援金を受け取りました。

また、カザンラク市内の学校と玄海中学校の交流が決定しました。まずは、メールなどを使ってお互いの情報交換をしていくそうです。

東日本大震災の義援金を受け取りました

10月からの支給額

支給対象児童

日本国内に居住している0歳から中学生(15歳到達後最初の3月31日)までの子ども

支給月額

0歳〜3歳未満
1万5000円
3歳〜小学生
1万円(第3子以降は1万5000円)
中学生 1万円

支給時期

10月分〜1月分
平成24年2月に支給
2月分〜3月分
平成24年6月に支給

申請書の提出先

子ども家庭課子ども福祉係(西館1階・19番窓口)

▽次の人は申請書の提出先に注意してください

- 1 支給対象児童と別住所に住んでいる人
- 2 支給対象児童を養育している人の住所地の市町村

*別途書類が必要な場合があります。住所の市町村へ問い合わせを

*公務員 勤務先住所での申請になる場合があります。ため、勤務先へ確認を

申請の案内は11月上旬に送付予定

市では、10月1日時点で宗像市内に居住している人で支給対象児童がいる世帯へ、申請書や詳しい内容の案内文書を送付します。提出先などを確認してください。

なお、10月1日以降に宗像市へ転入された人や子どもが生まれた人は、現行どおりの受付となりますので注意してください(支給開始は申請月の翌月分から)。

11月からごみの収集開始時間が変わります

市では、「冬季はごみの収集開始時間を遅くしてほしい」という要望が多くあるため、11月から翌年2月までの4カ月間、家庭の燃やすごみの収集開始時間を「午前6時30分」から「午前7時30分」に変更しています(大島地区は除く)。

道路の交通状況やごみ量によって収集時間が変わることもあります。みなさんの理解と協力をお願いします。

●期間 11月1日(火)から平成24年2月29日(水)まで
●収集開始時間 午前7時30分
■問い合わせ先 生活環境課 ☎(36)1421